

2. 防災拠点施設の見直し(案)について

2.1 見直しの背景

東日本大震災及び熊本地震においては、災害時の情報収集や復旧・復興の拠点となるべき県庁舎や市町村庁舎も大きな被害を受け、一部は移転し、災害対策を行ったとのこと。

本市においても、今後、30年以内に70%の確率で、マグニチュード7.3（想定最大震度6強）の都心南部直下地震（従来の東京湾北部地震）が発生するとされていることから、本市の防災拠点の現状を分析し、災害対応力の強化を図るために見直しを行うものです。

2.2 現状の分析

1 災害対策本部

(1) 本庁舎

平成24年度に耐震診断調査結果・・・Is値0.22～0.34

▶ 震度6、7の大地震で建物の倒壊又は崩壊の危険性が高い。

(2) 庁舎被災時の災害対策本部代替候補地

①八潮消防署（3階視聴覚室）

②八潮メセナ

③やしお生涯学習館（多目的室）

▶ 本庁舎第2応接室程度のスペースは確保されていますが、災害応急対策や復旧・復興対策等を担う部署の配置の検討も行う必要があります。

2 指定避難所（27施設）

（1）地震による想定避難者数4,545人

（2）避難所施設及び収容人数

①小中学校及び県立高校17施設（収容人数6,290人）

②公民館等8施設（収容人数2,399人）

③福祉避難所2施設

（3）災害対応業務には、医療、救助、避難所、応急危険度判定、道路復旧、物資調達、応急給水、廃棄物処理、応急仮設住宅の建設など、実施すべき業務は多岐にわたることから、市職員だけでこれらの業務をすべて遂行することは困難であります。

このため、避難所の開設や災害対策本部の設置・運営、国・県、その他関係機関との情報共有、連携を行うなどの重要な部分を市職員が主として行い、避難所の運営は、避難者による自主運営を基本とし、自主防災組織に協力をお願いしたいと考えています。

このことから、被災者の生活再建の拠点となる避難所の運営について、安定的で効率的な運営を確保するため、避難所の運営体制について、検討し、見直しを行う必要があります。

資料4 避難所運営体制の見直し(案) 参照

3 その他の防災拠点施設

応援部隊活動拠点、帰宅困難者一時滞在施設、地区防災拠点、医療救護所、物資集積地、給水拠点、ごみ処理施設、遺体収容所等についても、施設の耐震性が低いことや施設の周辺環境を考慮し、設置箇所の見直しを行う必要があります。

4 新たに配置を検討すべき防災拠点

庁舎使用不能時の業務継続拠点、災害従事者休息所、被災者生活再建支援拠点の確保が求められています。

資料5 現行計画における防災拠点 参照

2.3 見直し(案)について

市庁舎が使用不能となった場合においても、限られた公共施設で災害時の行政機能の維持と応急対策の体制の確保を図る必要があるため、新たに配置を検討すべき防災拠点を含め、防災拠点施設の再配置を検討しています。

資料6 公共施設一覧(再配置案) 参照